

電子入札 ASP サービス提供事業者選定プロポーザル実施要領

1. 概要

(1) 業務名

電子入札ASPサービス提供業務

(2) 業務内容

電子入札 ASP サービスの提供に係る次の2つの業務を行う。

- ① 電子入札 ASP サービス導入委託業務
- ② 電子入札 ASP サービス提供業務

詳細は、「電子入札 ASP サービス導入委託業務及び電子入札 ASP サービス提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「電子入札 ASP サービス機能一覧」（以下「機能一覧」という。）による。

(3) 履行期間

- ① 電子入札ASPサービス導入委託業務
契約締結の日から平成26年8月31日まで
- ② 電子入札ASPサービス提供業務
平成26年9月1日から平成29年3月31日までを予定

(4) 提案上限額

13,095,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は導入費及び平成 29 年 3 月 31 日までの利用・運用費の合計額である。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

(5) その他

電子入札ASPサービスを運用するに当たり、既存システムの契約管理システムと連携することが可能であること。連携は、手動連携とし、既存システムの改修は本調達に含めない。

2. 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

3. 参加資格要件及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件（必須条件）

- ① 平成 26 年 4 月 1 日時点で、武雄市に役務の提供に係る競争入札参加資格を有していること。
- ② 単独企業であること。共同企業体での参加は認めない。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 参加表明申請日において、武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成 23 年訓令第 3 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 22 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
- ⑥ 電子入札コアシステム開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であること。
- ⑦ ASP サービスの実績が 5 年以上あること。
なお、会社合併等があった場合でも現在の法人との関連性が証明できれば、実績として扱う。ただし、再委託による実績は除くものとする。

(2) 提案書を選定するための評価基準

提案書を選定するための評価基準はおおむね次のとおりであり、詳細については、別に定める「電子入札 ASP サービス提供事業者選定プロポーザル選定要領（以下「選定要領」という。）」に記載のとおりとする。

- ① 実績・取得資格等評価
 - ・電子入札 ASP サービスの提供実績
 - ・取得資格の状況
- ② 事業計画に関する評価
 - ・主任技術者の業務経験
 - ・事業推進体制及びスケジュールの妥当性
- ③ 電子入札 ASP サービス導入業務及び同サービスの機能に関する内容評価
 - ・導入業務の内容
 - ・電子入札 ASP サービスの内容
 - ・入札情報公開サービスの内容
 - ・セキュリティ等の内容
- ④ 見積金額に関する評価
 - ・電子入札 ASP サービス導入業務委託に係る見積金額
 - ・電子入札 ASP サービス利用・運用に係る見積金額

4. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加の意思がある者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 公募型参加表明書（様式1号）
- ② 開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であることを証する書類の写し
- ③ ASPサービスの実績調書及び受注を証する書類の写し

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 平成26年4月30日（水）午後3時まで
- ② 提出場所 武雄市政策部財政課
- ③ 提出部数 指定箇所に代表者印を押印した公募型参加表明書の原本1部、副本1部
- ④ 提出方法 持参

※様式は、武雄市ホームページからダウンロードすること。

※参加表明書のほか、本プロポーザルに係る一切の提出書類は、本市との契約締結権限を有する者が提出すること。

5. 参加資格要件の確認通知

市は、上記4. に基づき参加の意思を表明した者に対し参加資格要件の有無を通知する。

なお、参加表明書を提出した者のうち参加資格が認められなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（市の閉庁日を除く）以内に、参加資格が認められなかったことについての説明を書面により求めることができる。

市は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（市の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

6. 提案書等提出に係る手続き等

(1) 質問書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 平成26年5月16日（金）午後3時まで
- ② 提出場所 武雄市政策部財政課
- ③ 提出方法 質問書（様式2号）を財政課代表アドレス（zaisei@city.takeo.lg.jp）に送信すること。

※ 市は、メールの受信を確認した時、受信確認メールを返信する。

- ④ 回答日 平成26年5月19日（月）
- ⑤ 回答方法 全社にE-Mailにより回答

(2) 提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 平成26年5月21日（水）午後3時まで
- ② 提出場所 武雄市政策部財政課
- ③ 提出方法 持参

7. 提案書等の提出

(1) 提案書及び証拠書類等

① 提出書類

ア) 提案書（様式3号）

イ) 市が交付した参加資格要件確認通知書の写し

ウ) 会社概要（様式3-1号）

エ) 資格及び実績調書（様式3-2号）

オ) 事業計画（様式3-3号）

カ) 電子入札 ASP サービス導入業務及び同サービス提供に係る提案内容説明書

（任意の様式）

キ) 電子入札ASPサービス導入業務委託に係る見積書（様式3-4号）

ク) 電子入札ASPサービス利用・運用に係る見積書（様式3-5号）

※提案書の様式において提出を求める証拠書類は別冊として綴ること。

② 提出部数 指定箇所に代表者印を押印した提案書の原本1部

提案書の原本のコピー6部

提案書の各様式において提出を求める証拠書類の綴り7部

(2) 提案書の作成にあたっての留意事項

提案書の作成にあたっては、別に定める選定要領を熟読し、評価対象の項目について明確な記載を行うこと。

特に、提案内容説明書（任意の様式）については、仕様書の記載順番、内容に添って、仕様を網羅していることを明確に示すとともに、例えば、登録に関する機能であれば、登録できる項目、内容を示すなど、要求する機能に対して提案するシステムにおいて処理できる内容や処理手順等を具体的に記載すること。

なお、処理手順の詳細については、デモンストレーションにおいて示すことができる。その際、デモンストレーションは、仕様書を満たすために新たに開発、カスタマイズを必要とする機能を除き、操作性等を確認することができるよう、可能な限り、本番環境に近い状態で行うこと。

8. 契約優先交渉権者の選定方法等について

(1) 選定方法

提出された提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査する選定委員会を開催する。選定委員会ではあらかじめ定められた選定要領に基づき公平に評価を行い、随意契約の相手方となる優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者を選定する。

(2) 優先交渉権者

優先交渉権者と市は、仕様書及び提案書の内容を基に、業務の履行に必要な条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。交渉が調い市長の決定を受けることにより契約者となる。

ただし、優先交渉権者と交渉が調わない場合、次点交渉権者と交渉を行う。

(3) 審査日程

「13. スケジュール」のとおり。

9. 評価結果の通知等

(1) 評価結果の通知

審査実施後に参加者全員に対して提案書の評価結果を通知する。評価結果については、通知日から起算して5日以内（市の閉庁日を除く。）に財政課に説明を求めることができる。

(2) 評価結果の公表

財政課において、全ての提案事業者名及び評価結果を閲覧により公表する。

10. 契約の締結

8. で選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点交渉権者）と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

1 1. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 仕様書に示された条件に適合しない提案
- (3) 参加表明書に記載された者以外の者が行った提案
- (4) その他要領等において示した条件等を満たさない提案
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの

1 2. その他留意事項

- (1) 手続並びに書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに提出場所に提出しなかった提案書又は参加資格のない者が提出した提案書は、無効とする。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、返却しない。
- (5) 提出された提案書は、必要に応じ複写(選定委員会での使用に限る。)する場合がある。
また、提案者に無断で2次的使用は行わない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例(平成18年条例第11号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、選定後において、変更の理由及び変更後の内容について市がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- (8) 提案書の内容により、必要に応じて市が内容の説明又は資料の追加提出を求める場合がある。
- (9) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、武雄市との契約関係を生じるものではない。
- (10) 契約締結にあたっては、選定された提案書をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模及び金額等について、双方確認の上、変更する場合がある。

1 3. スケジュール

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 参加表明書の提出期限 | 平成26年4月30日（水）午後3時まで |
| (2) 参加資格確認通知日 | 平成26年5月9日（金） |
| (3) 質疑等の受付期間 | 平成26年5月12日（月）～5月16日（金）午後3時まで |
| (4) 質疑等の回答日 | 平成26年5月19日（月） |
| (5) 提案書の提出期限 | 平成26年5月21日（水）午後3時まで |
| (6) プレゼンテーション及び
デモンストレーション | 平成26年5月23日（金） |
| (7) 審査 | 同上 |
| (8) 優先交渉権者決定 | 平成26年5月26日（月） |
| (9) 契約交渉期限 | 平成26年5月30日（金）まで |

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合もある。その場合は参加者に対し事前に連絡を行う。

1 4. 問い合わせ先

武雄市政策部財政課

住 所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1

電話番号：0954-23-9320

FAX 番号：0954-23-3816

E-mail：zaisei@city.takeo.lg.jp